

# 茨城県猫の適正飼養ガイドライン

～人と猫が幸せに暮らすために～

平成27年10月

# 目次

1	はじめに	1
2	飼い方による猫の定義	2
3	猫の習性及び行動	4
4	飼い主の方へ	5
5	これから飼おうと思っている方へ	8
6	野良猫に餌やりをしている方へ	9
7	野良猫で困っている方へ	12
	(参考) 地域猫活動と TNR 活動の紹介	14
	<b>【参考資料】</b>	17
I	統計資料 表 1～5	
II	動物の愛護及び管理に関する法律 (一部抜粋)	
III	茨城県動物の愛護及び管理に関する条例 (一部抜粋)	

近年、猫によるフン害や飼い主のいない猫（野良猫）が増え  
てしまい困っている、猫にゴミや花壇を荒らされて困っている  
といった相談が、県や市町村に数多く寄せられております。

また、本県の犬の殺処分頭数が年々着実に減少しているなか、  
平成26年度には、猫の殺処分頭数が初めて犬を上回る結果と  
なるなど、不幸な猫をこれ以上増やさないための対策が必要と  
なっております。

この度、苦情や近所トラブルなどの解決や殺処分される不幸  
な猫を減らすため、飼い猫の適正飼養の推進に加え、野良猫問  
題は地域の環境問題として地域全体で解決するための手段を提  
案することを目的として、本ガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、猫の飼い主の方をはじめ、猫を飼って  
いない方も含め、多くの方々に目をとおしていただき、「人と  
猫が幸せに暮らすために」どうしたら良いか、地域全体で考え  
る契機としていただければ幸いです。

## 2 飼い方による猫の定義

### (1) 飼い猫

特定の飼い主を持つ猫をいい、その飼養方法により分類して説明します。

#### ①屋内飼いの猫

屋内のみで飼養されている猫をいいます。

近隣に対してふん尿による被害や家財を損壊するなどの迷惑をかけることなく、また、猫にとっても、交通事故や迷子のおそれがないほか、他の猫とのけんかによる感染症の危険がなく、安全で健康に暮らせます。

なお、茨城県では「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」において飼い主の努力義務として飼い猫の屋内飼養を規定しています。

#### ②屋外飼いの猫

屋内と屋外を自由に入出入りしている猫や屋外のみで飼養している猫をいいます。

屋外に猫を出すことにより、近隣に対してふん尿による被害や家財を損壊するなどの迷惑をかけていることや交通事故や迷子、他の猫とのけんかによる感染症の危険性が常にあることを飼い主は理解する必要があります。

また、屋外にて給餌している場合は、飼い猫が食べ終わった残りの餌をすぐ片付けるなどの管理を行わないと、飼い主のいない猫(野良猫)やカラスなどが集まり、近隣に対して迷惑をかけることとなります。

さらに、不妊去勢手術を施していない場合には、望まない不幸な猫を生み出す要因となり、飼い主の責務として終生飼養していただくか、新しい飼い主を探していただくこととなります。

(参考) 飼い主とは？

飼い主とは、動物の所有者又は占有者(動物の飼養又は保管をする者)をいいます。

### (2) 飼い主のいない猫(以下、本ガイドラインでは「野良猫」と標記します。)

もともとは飼い猫であったが、無責任な飼い主による捨て猫等によりその地域に住み着いた特定の飼い主を持たない猫をいいます。

#### ①餌付けされている猫

特定の飼い主を持たないが、個人または複数の方から定期的または不定期的に餌をもらっている猫をいいます。

餌付けをしている人のその猫についての所有の意識は様々ですが、責任感については稀薄であり、不妊去勢手術がなされていない場合がほとんどです。

また、栄養状態も比較的良いことから、さらに野良猫が増える原因となります。

近隣に対してふん尿による被害や家財を損壊するなどの迷惑をかけるため、その被害者と餌付けをする方との間でトラブルの原因となります。

### ②餌付けされていない猫

人から餌をもらっていないが、ゴミなどの残飯を餌としてその地域に住み着いている猫をいいます。

不妊去勢手術をされていないため、さらに野良猫が増える原因となります。

近隣に対してふん尿による被害や家財を損壊するなどの迷惑をかけるため、トラブルの原因となります。

### ③地域猫

地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫をいいます。

その地域にあった方法で、飼養管理者を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼養管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

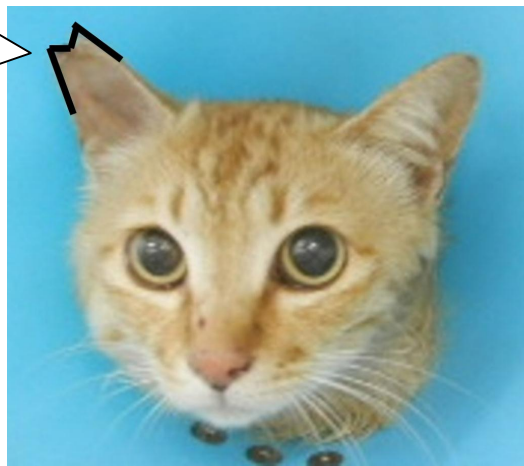
また、不妊去勢手術をした猫については、手術をしていない猫と区別するため、耳先をV字にカットするなどしている場合があります。

(参考) 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成22年2月）」

※注意：猫の分類の仕方や猫の定義や区分は、上記に限ったものではありません。

(参考) 不妊去勢手術が終わり、耳先をV字カットした地域猫

V字カット！



※地域猫及び地域猫活動の詳細についてはP. 14に記載しております。

### 3 猫の習性及び行動

#### (1) 一般的な習性

猫は夜行性であるため、昼間は寝ていることが多く、夜間に活発に活動します。

しかしながら、最近の飼い猫は飼い主のライフスタイルにも影響されるため、一概にいえません。

#### (2) 繁殖

オスは、早い個体で生後 6～8 か月くらいから、メスは、早い個体で生後 5 か月くらいから繁殖が可能になります。

一般的に、繁殖可能なメスは、年に約 3 回出産します。

猫は交尾刺激により排卵するため、交尾によって確実に妊娠します。妊娠期間は約 65 日で、1 回あたりのお産で平均 4 匹の子猫を産みます。

#### (3) 寿命

一般的に飼い猫の平均寿命は 15 年程度と言われておりますが、近年、20 年以上生きる長寿の猫もいます。その一方で、野良猫の平均寿命は、病気や不慮の事故によるためか、3 年程度といわれており、飼い猫と比べ、はるかに短い一生をすごします。

#### (4) 行動範囲

猫の行動範囲は狭く、主に自宅とその周辺程度であり、性別では、未去勢のオスの行動範囲は、メスや去勢したオスと比べて広い傾向があります。

一方、完全な屋内飼養の猫は、家族と暮らす屋内が行動範囲になります。猫は高い所に登る習性があり立体的な運動を好むため、家具の配置の工夫やタワー型の遊具等を配置することで問題なく暮らしていただけます。

#### (5) 排泄行動

猫は、花壇や砂場のような軟らかい土や砂の上に排せつすることを好み、ある程度決まった場所に排せつする習性があります。この性質を利用して、特定の場所に排せつをするようにしつけることができます。

#### (6) 鳴き声

鳴き声は親子や猫同士のコミュニケーションの手段として使われる他、警戒・威嚇・闘争の表現にも使われます。

#### (7) マーキング行動

マーキング行動には、尿スプレー（尿によるマーキング）や爪研ぎなどがあり、マーキングにより自分のにおいを残すことによって、自分のなわばりを示したりします。

尿スプレーは、主にオスの行動ですが、去勢手術により、この尿スプレーをやめると言われています。

## 4 飼い主の方へ

### (1) 終生飼養をしましょう。

飼い主の責任として、終生飼養をしましょう。万一、どうしても飼えなくなった場合は責任を持って新たな飼い主を探しましょう。

～終生飼養とは～

最期をみとるまで飼うことをいいます。最も基本的で最も重大な飼い主の責任です。

### 【動物を捨てることは犯罪です！！】

動物の愛護及び管理に関する法律（参照）

動物を遺棄（捨てること）したものは100万円以下の罰金に処する

誰かに拾われて幸せに、自然にかえることで幸せに・・・などとは決してなりません。

- ・多くは交通事故、餓死など悲惨な最期をむかえます。
- ・万一、生き延びたとしても、地域に迷惑をかける存在として、嫌われながら飼い猫よりもはるかに短い一生をすごします。

犬猫を捨てた飼い主が、非常に多くの犬猫の殺処分が行われている現在の状況をつくってしまったといっても過言ではありません。



## (2) 不妊去勢手術をしましょう。

猫はとても繁殖力の強い動物です。望まない不幸な命を生み出さないために不妊去勢手術をしましょう。

### ○不妊去勢手術の主なメリット

	主なメリット
オス	<ul style="list-style-type: none"><li>○問題行動の減少<ul style="list-style-type: none"><li>・性格が穏やかになる (猫同士のケンカや、それによるケガが少なくなります。)</li><li>・尿スプレーを制御できる</li><li>・メス猫を求めた脱走や放浪を防止できる</li></ul></li><li>○望まない繁殖の防止<ul style="list-style-type: none"><li>・不幸な命を生ませなくなる</li></ul></li><li>○病気の予防<ul style="list-style-type: none"><li>・精巣の病気のリスクが無くなる</li><li>・交尾による感染症を予防できる</li></ul></li></ul>
メス	<ul style="list-style-type: none"><li>○問題行動の減少<ul style="list-style-type: none"><li>・発情特有の鳴き声なくなる</li></ul></li><li>○望まない繁殖の防止<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠することがなくなり不幸な命が生まれなくなる</li></ul></li><li>○病気の予防<ul style="list-style-type: none"><li>・子宮蓄膿症などの生殖器系の病気や乳腺腫瘍などを防げる</li><li>・交尾による感染症を予防できる</li></ul></li></ul>

※注意：不妊去勢手術を行った場合にこのような効果の全てが必ず現れるとは言えませんが、性成熟（生後6か月くらい）前に手術を行った場合の方が、特に効果が現れやすいとされています。



### (3) 所有者明示をしましょう。

たとえ完全屋内飼いをしていたとしても、万一の脱走や、災害が起こった場合に備えて、所有者明示をしましょう。

所有者明示とは

飼い主が分かる情報を記載した首輪などを飼い猫に付けることをいいます。

所有者明示の方法

- ・ 飼い主の住所、氏名、連絡先を記載した首輪、迷子札の装着
- ・ マイクロチップの装着

マイクロチップとは

- ・ マイクロチップは、直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具。
- ・ 通常の注射針より少し太い専用のチップ注入器を使って獣医師が体内に注入。
- ・ 注入部位は、一般的に首の後ろ。
- ・ マイクロチップには、15桁の番号が記録されており、専用の読取器で読み取ることができる。
- ・ マイクロチップの番号と飼い主の名前、住所、連絡先などの情報を、飼い主が「動物ID普及推進会議（AIPO）」のデータベースに登録（登録料：千円）することにより、飼い主の追跡が可能になる。



(マイクロチップ画像)

### (4) 屋内飼養をしましょう。

猫は、不妊去勢手術の行うことにより性的欲求などのストレスから解放し、立体的な運動を好む習性にあった飼い方をすることにより完全屋内飼養が可能な動物です。

なお、猫を屋内で飼うことにより、飼い猫が交通事故や迷子になるおそれなくなるほか、他の猫とのけんかによる感染症の危険がなく、安全で健康に暮らせることから、茨城県では「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い猫の屋内飼養を努力義務として規定しております。

**【屋内飼養の場合の配慮事項】**

- ・ 不妊去勢手術を行う
- ・ トイレのしつけを行う
- ・ 立体的に行動できるようにする。遊んであげる。
- ・ 屋内の危険物を取り除く
- ・ 爪とぎ器を用意する

## 5 これから飼おうと思っている方へ

○本当に飼えるか考えましょう

動物を飼うということは、その命に責任を持つということです。

「たまたまペットショップをのぞいて見たらかわいかったから」などの衝動的な理由で飼い始めると、「こんなはずではなかった」ということになりかねません。

飼う前にその動物の習性などを良く調べ、天寿を全うし、最期をみとるまで飼うことができるかよく考えたうえで飼いましょう。

なお、平成25年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、安易な理由による動物の引取りは拒否できることとなり、万一、飼えない場合には新たな飼い主を探す努力をすることがより一層必要となりました。

### 本当に飼えるかな？チェックシート

- 1. 猫は約15年、長寿の猫は20年ぐらい生きます。天寿を全うし、最期をみとるまで飼うことができますか？  
※小学生のお子さんが「飼いたい！」といって飼い始めた場合、そのお子さんは15年後20年後には大学生や社会人になり、引っ越し、結婚、出産などのライフステージの変化を迎えているかもしれません。
- 2. 毎日欠かさず世話をできますか？旅行や外出などが制限されることを覚悟できますか？  
※動物の世話に休みはありません。飼っている動物は、飼い主が世話をしなければエサを食べることもできません。
- 3. 食費や予防接種などの経費は大丈夫ですか？  
※動物を飼うということは、当然ながらお金がかかります。動物を飼うためにほしい物などを我慢することになるかも知れません。この我慢は、誰かが強いているものではなく、あなた自身の「動物を飼う」という決断からするものであることを自覚しましょう。
- 4. 隣近所や地域に迷惑をかけないように飼えますか？  
※猫が好きな人ばかりではなく嫌いな人もいることを考えて、飼いましょう。特に屋外飼いの猫は、飼い主さんの知らないところで隣近所に迷惑をかけているかも知れません。
- 5. 不妊去勢手術をしますか？  
※望まない不幸な命を生み出さないために、不妊去勢手術を行いましょう。  
たとえオスであっても、メスの野良猫が他の地域から来た場合には、望まない繁殖により、地域に迷惑をかけることになります。
- 6. 家族の中に、猫に対するアレルギーを持つ人はいませんか？  
※ご家族のアレルギー検査をおすすめします。
- 7. 家族全員が飼うことに賛成していますか？
- 8. 万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

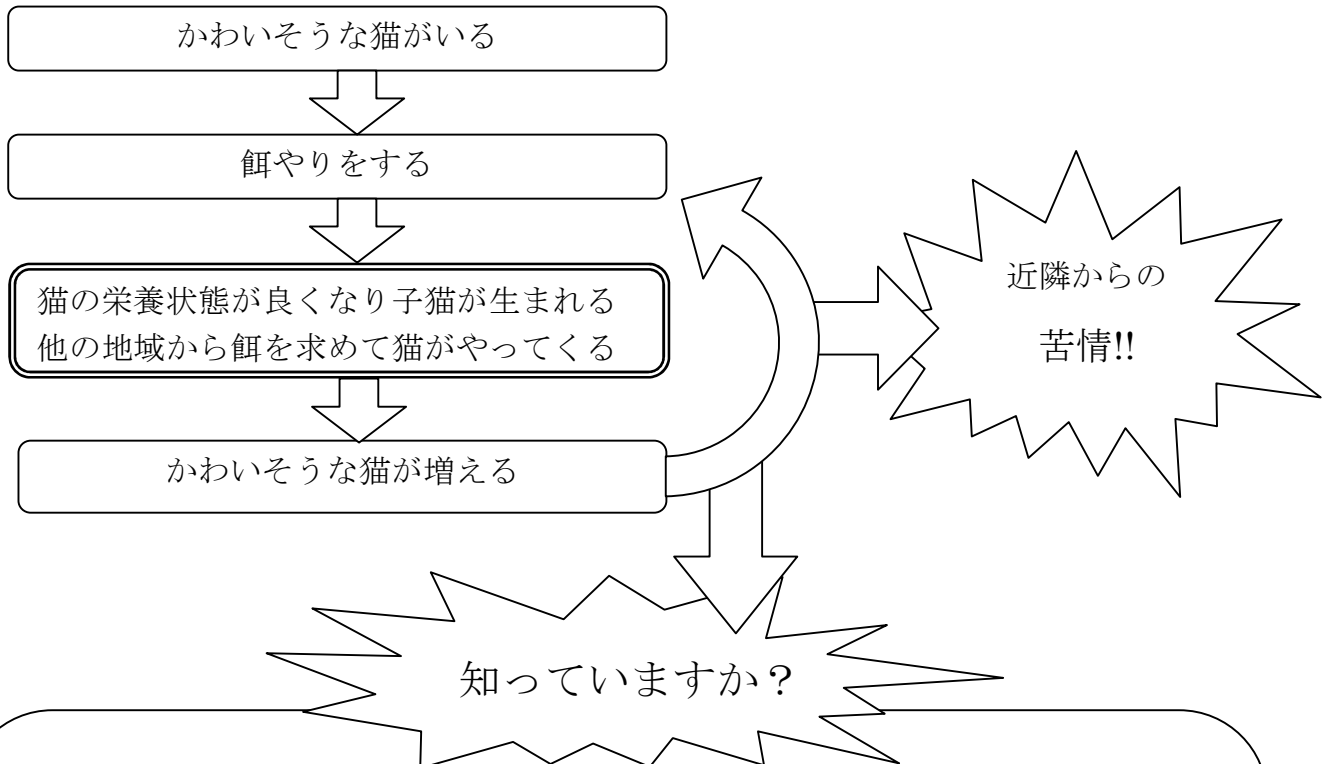
最期まで飼えないと思ったら、飼わないと選択をすることが動物愛護の考え方です。

## 6 野良猫に餌やりをしている方へ

野良猫を「かわいそう」と思う気持ちは、人として当然ある感情です。しかしながら、その「かわいそう」が、「単に餌やりをする」という行為のみであった場合は、さらなる「かわいそう」な猫の増加や近隣トラブルを招いてしまいます。

また、その猫の一生や地域環境に対して、将来にわたって責任が取れないのであれば、人にとっても猫にとっても不幸なことです。

「かわいそう」と思って餌やりをしていたら・・・



「猫への餌やり禁止等請求事件」（平成22年5月13日判決言渡）

### 【事案の概要】

複数の猫に継続的に餌やりを行ったテラスハウスに居住する被告に対し、テラスハウスの他の居住者が、糞尿等による被害とテラスハウス地内での餌やりの差し止めを求めた。

### 【判決】

餌やりによって生じた被害が、テラスハウスの他の居住者の受忍限度を超え、人格権を侵害するものと認められ、被告は、餌やりの差し止めと、合計204万円の支払いを命じられた。

※テラスハウス（長屋）とは

住宅の建て方を区分したもので、二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもの。各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。

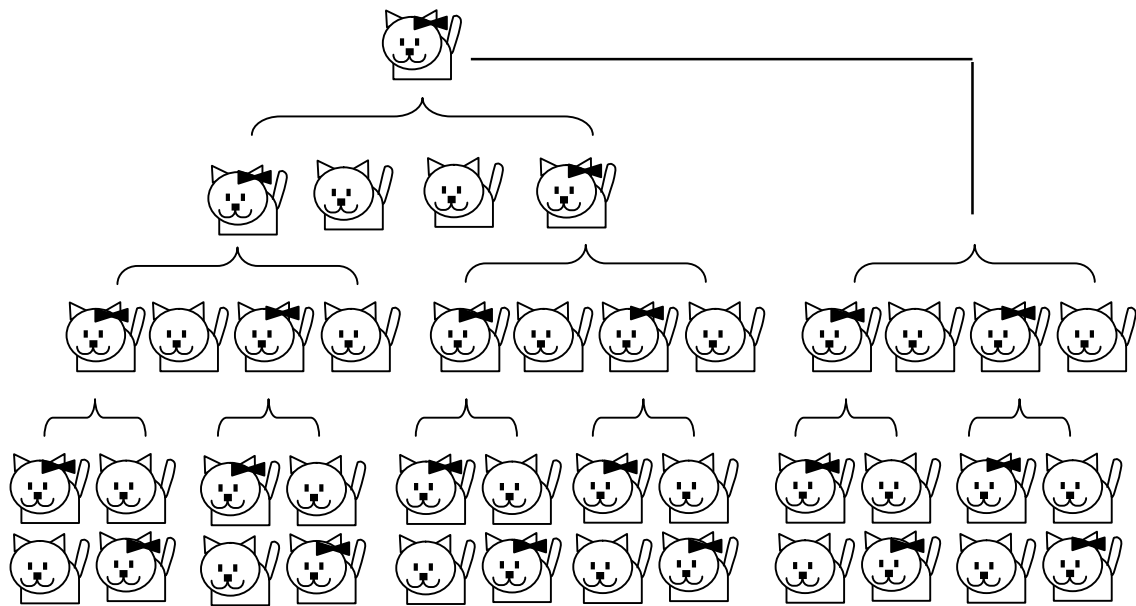
（総務省統計局 統計用語辞典参照）

(参考)

1 回に 4 匹オスメス半分ずつ子猫が生まれ、親猫は年に 3 回お産し、  
子猫が生後 1 年で次の子猫を産むと考えると・・・

1 匹のメス猫が初めてお産をしてから 1 年後には、25 匹に、2 年後  
には 125 匹になります。

(イメージ)



## このような結果にならないために・・・

### 1 不妊去勢手術をしましょう

不妊去勢手術を行い、これ以上増えないようにしましょう。

### 2 置き餌はやめましょう

餌やりは、自分の敷地内で行い、カラスや他の地域の野良猫が集まったり、腐敗臭により近隣に迷惑をかけないように、猫が食べ終わったら速やかに片付けましょう。

### 3 糞の始末をしましょう

近隣に迷惑をかけないように、自分の敷地内に猫のトイレを設置し、こまめに掃除をしましょう。

### 4 近隣の理解を得ましょう

これ以上野良猫が増えないように不妊去勢手術を行い、餌や糞の始末を行ったうえで、新しい飼い主を見つけるまでの間、野良猫に餌やりしていることを近隣の住民に伝えましょう。

近隣の住民の理解を得ることや理解をえるための地域でのルール作りをすることにより、野良猫による地域トラブルを未然に防ぐことができます。

また、あなたの行為に賛同する方が新しい飼い主捜しの助けとなるかもしれません。

### 5 新しい飼い主を探しましょう

餌やりしている現在の状況は、猫にとって決して幸せな状況ではありません。餌やりは緊急的な一時的な方法であることを理解し、その猫の飼い主になってくれる人を探しましょう。

## 7 野良猫で困っている方へ

野良猫が毎年増えている。  
野良猫に花壇やゴミを荒らされた。  
野良猫に車を傷付けられた。  
野良猫の鳴き声がうるさい。



県では、毎日、野良猫に関する相談や苦情が寄せられております。  
ここでは、野良猫対策を紹介します。

### ※猫の捕獲駆除はしていません

動物指導センターへのお問い合わせで多いのが「犬は捕獲しているのに、なぜ猫だけ捕獲できないのか」との内容ですが、動物指導センターでは狂犬病予防法等により“犬だけ”を捕獲しております。

また、犬については、市町村への飼い犬の登録が義務化されており、公的にその所有を証明できますが、猫で同様の制度はありません。

さらに、犬については、“けい留”（つないで飼うなど逃げないようにすること）が義務となっていますが、猫で同様の規定はありません。

これらのことから、屋外を徘徊している猫については、捕獲の権限がなく、また飼い猫か不明であり、飼い猫の“けい留”の義務もないため、所有権を侵害しかねないことから捕獲を行っていません。

なお、飼い猫について、茨城県では「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い猫の屋内飼養を努力義務として規定しております。

### 野良猫対策の紹介

#### 1 野良猫の侵入防止対策

- ・大きな音や水をまくなど繰り返し猫を驚かせることで、その場所に近付かないことを学習させる。
- ・市販の猫専用の忌避剤などを散布する。

#### 2 餌になるものへの対策

そもそも、その地域に野良猫が居着いているのには原因があります。原因のなかで最も重要な要因は、野良猫の食べ物となるものが、その地域にあることです。

食べ物がなければ、野良猫は生活できませんので、どのようにして食べ物を得ているのか確認する必要があります。

(原因)

- ① 餌を与えている人がいる。
- ② 家庭ゴミなどの管理が適切でない。
- ③ 屋外飼いの犬猫の飼い主が餌を外に置いて片付けていない。

(対策)

- ① 餌を与えている人に管理の仕方など一定のルールを守ってもらう。
  - ・地域の回覧板を利用し、近隣全体で困っていることを伝える。
  - ・餌を与えている人に対して申し入れをする際には、隣人など複数で行い、近隣全体で困っていることを伝える。
  - ・茨城県動物指導センターに指導を依頼する。
- ② 地域全体で家庭ゴミなどの保管や集積場所への出し方を見直す。
- ③ 地域の全ての犬猫の飼い主は、飼い犬猫のみに餌を与える方法を工夫する。

### 3 捨て猫への対策

特定の野良猫ではなく、多数の猫が入れ替わりしている場合には、捨て猫等の犯罪が関係している可能性が高いといえます。

(原因)

- ① 公園などの不特定多数の人が利用する施設が近くにあり、捨て猫されやすい環境になっている。
- ② もともと野良猫が多く、餌やりされている明らかな形跡があり、捨て猫されやすい環境になっている。

(対策)

- ① 捨て猫防止の掲示物を設置する。
  - ・公園など、施設の管理者の許可を得て掲示物を張り出す。  
(※掲示物の提供については、茨城県動物指導センターやお住まいの市町村にご相談ください。)
- ② 餌を与えている人に管理の仕方など一定のルールを守ってもらう。
  - ・地域の回覧板を利用する。
  - ・餌を与えている人に対して申し入れをする際には、隣人など複数で行い、近隣全体で困っていることを伝える。
  - ・動物指導センターに指導を依頼する。
- ③ 地域防犯パトロールを行う。

### 4 野良猫の繁殖への対策

今まで述べた1、2、3の対策を講じたうえで、さらに積極的に将来に向けて確実に野良猫の数を減らしていく対策として、不妊去勢手術があります。

費用負担を誰がするのか等の問題がありますが、手術が実施できれば、野良猫の平均寿命が3年程度ということから、理屈上では数年後には、野良猫がその地域からいなくなることとなります。

(参考)

## 地域猫活動と TNR 活動の紹介

### 1 地域猫活動とは

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼養管理することで、野良猫によるトラブルをなくするための試みであることを理解しなければなりません。

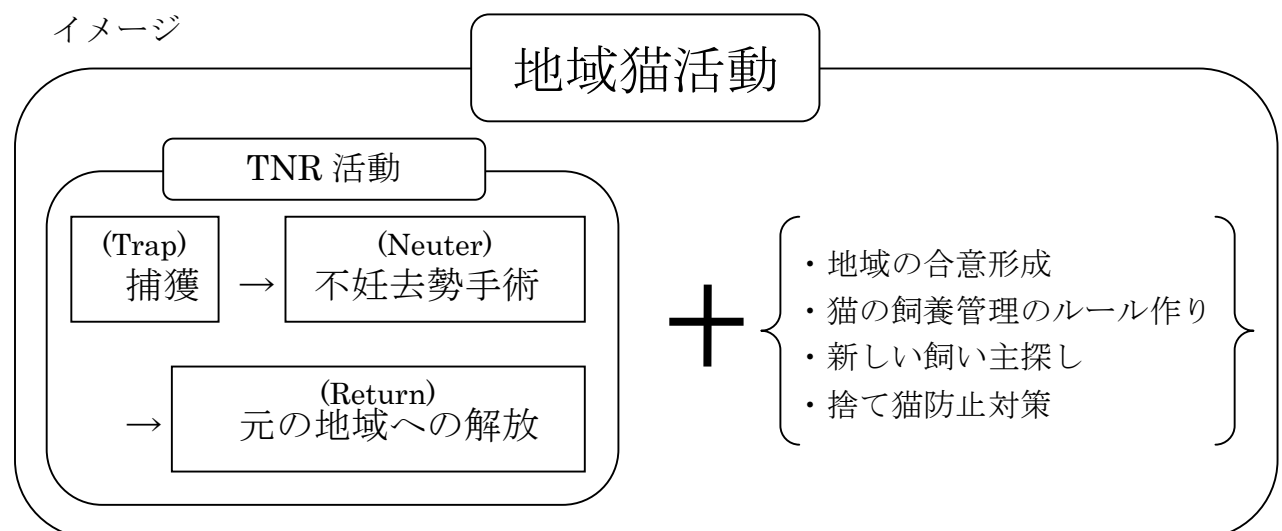
同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

(参考) 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成 22 年 2 月）」

### 2 TNR 活動とは

TNR 活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術 (Neuter) を施して元のテリトリーに戻す (Return) 活動のことです。

(参考) 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成 22 年 2 月）」





### 3 地域猫活動に係る役割

#### (1) 地域住民（活動の主体）

飼い主のいない猫対策に取り組む主体となります。

地域猫活動を実施しようとする地域住民を中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民とともに地域猫の飼養管理などを行います。

代表者を決め、個人やグループで役割を分担しながら活動します。

#### (2) 行政

地域猫活動の普及啓発をはかります。

地域の対策に沿って必要な啓発資材やガイドラインの提供や活動への技術的支援を行います。

#### (3) ボランティア団体

経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動に参入してもらおうと効果的な場合があります。

※ 地域住民、行政、ボランティア団体の三者が協働で問題解決にあたることが重要です。

### 4 活動のステップ

#### (1) 活動の合意形成

- ・ 地域の環境問題としての認識づくり

動物愛護自体に不信感がある方もおりますので、地域の環境問題の解決の手段として地域猫活動に理解を求めるように訴えましょう。

- ・ 代表者、活動主体者の明確化

個々の勝手な活動や活動の変更から、そもそもの合意が崩れてしまうことを防止するため、意志決定の代表者や情報の伝達体制を明確にしておきましょう。

※ 住宅地の場合は地域の町内会、集合住宅の場合は管理組合などに相談し、会議の内容として取り上げてもらうようにするのも1つの手段です。

#### (2) 現状の把握

- ・ 野良猫の頭数等の把握

頭数だけでなく、各猫の写真を撮り個体識別をしましょう。

また、分かる範囲で人慣れの度合いや活動範囲などの情報を収集しましょう。

- ・ 餌やりする人の把握

餌やりする人がいる場合は、活動内容を説明し、協力者として一定のルールを守ってもらいましょう。

- ・ 屋外飼いの猫の飼い主の把握

屋外飼いの猫に不妊去勢手術の実施状況を確認しましょう。未実施の場合は、活動内容を説明し、実施してもらうように説得しましょう。

なお、茨城県では「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い猫の屋内飼養を努力義務として規定しております。

### (3) 方針の決定

- ・現状の把握を踏まえて、活動方針を決定  
不妊去勢手術、新しい飼い主探し、捨て猫防犯パトロール、飼養管理の方法などの活動の内容や実施時期、順番などを話し合ひましょう。

※ 地域猫活動はあくまで手段です。地域によってはTNR活動までであれば理解を得られるかも知れません。また、TNR活動に捨て猫防止対策加えたところまでであれば理解を得られる地域もあるかも知れません。

最も避けなければいけないことは、地域猫活動に固執するばかりに、地域がケンカ分かれすることです。

### (4) ルール作り

- ・役割分担等のルール決定  
方針に従って役割などを分担し、特定の個人に負担がかからないようなルール作りをしましょう。

### (5) 新たに捨て猫をされないために

- ・捨て猫防止対策などの継続  
他の防犯対策にからめて実施することなどの方法により、継続できる体制を整えることが大事です。

# 【参考資料】

表1 茨城県における猫の殺処分頭数等の推移(平成2年度から平成26年度)

年度	殺処分頭数	子猫殺処分頭数※	引取頭数	保護頭数	收容頭数	譲渡数
平成2年度	8,901		8,941		8,941	0
平成3年度	9,428		9,405		9,405	2
平成4年度	9,211		9,210		9,210	0
平成5年度	9,098		9,097		9,097	0
平成6年度	8,433		8,391		8,391	1
平成7年度	7,874		7,823		7,823	0
平成8年度	7,632		7,603		7,603	0
平成9年度	7,858		7,853		7,853	2
平成10年度	8,694		8,651		8,651	0
平成11年度	8,215		8,210		8,210	0
平成12年度	8,532		8,506		8,506	1
平成13年度	9,196		9,170		9,170	7
平成14年度	7,686		7,629		7,629	14
平成15年度	6,985		6,961		6,961	104
平成16年度	5,280		2,484	2,808	5,292	12
平成17年度	4,580		1,453	3,129	4,582	1
平成18年度	4,492		1,340	3,238	4,578	14
平成19年度	3,528		977	2,688	3,665	51
平成20年度	3,561		1,005	2,842	3,847	212
平成21年度	3,283		764	2,757	3,521	242
平成22年度	2,976	2,406	763	2,505	3,268	288
平成23年度	2,792	2,402	579	2,419	2,998	210
平成24年度	3,197	2,744	495	3,003	3,498	296
平成25年度	2,773	2,513	334	2,704	3,038	332
平成26年度	2,218	2,062	155	2,490	2,645	403

※ 子猫殺処分頭数は猫殺処分頭数の再掲で平成22年度以降集計を行っています。

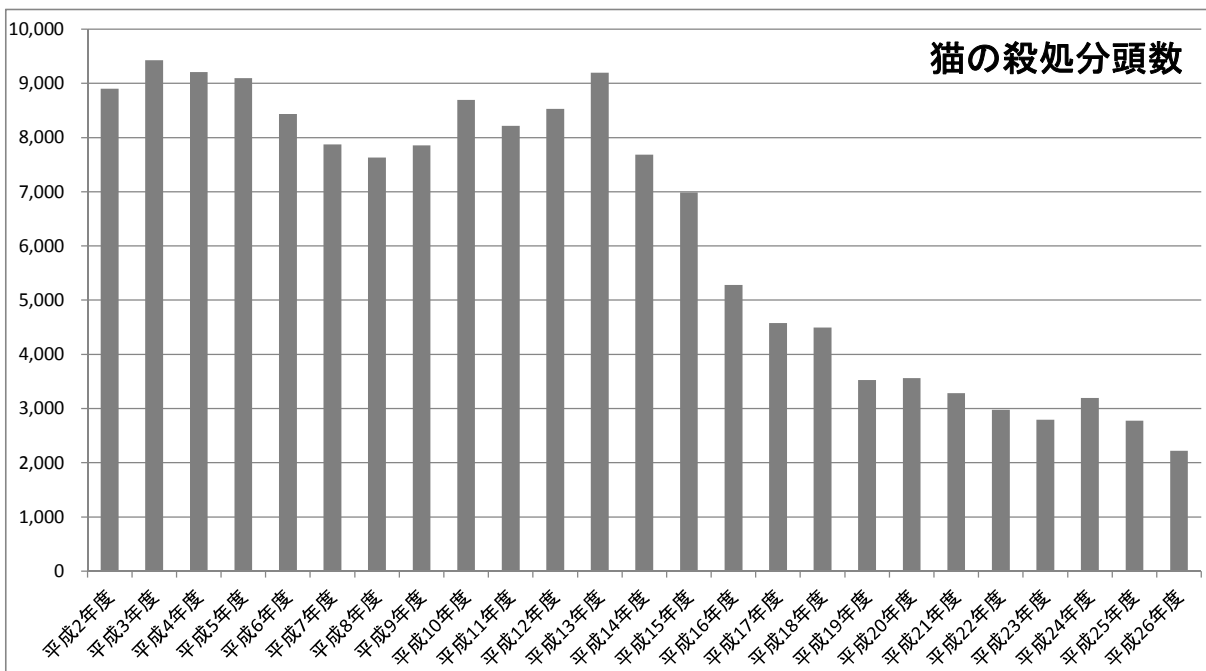


表2 都道府県別 猫の殺処分頭数等(平成25年度)

	殺処分頭数						譲渡						引取り頭数	
	成猫	順位	子猫	順位	合計	順位	成猫	順位	子猫	順位	合計	順位		順位
北海道	1,144	14	1,474	17	2,618	16	1,678	1	1,028	1	2,706	1	5,359	4
青森	585	24	1,019	29	1,604	31	8	40	44	35	52	38	1,658	35
岩手	932	17	716	34	1,648	30	105	17	20	38	125	33	1,783	33
宮城	491	25	2,965	4	3,456	9	193	11	657	4	850	6	4,292	9
秋田	447	27	627	37	1,074	42	1	45	12	43	13	46	1,092	43
山形	586	23	1,830	10	2,416	18	32	30	50	34	82	36	2,373	24
福島	2,779	3	307	43	3,086	12	139	13	72	31	211	22	3,358	15
<b>茨城</b>	<b>260</b>	<b>39</b>	<b>2,513</b>	<b>6</b>	<b>2,773</b>	<b>14</b>	<b>39</b>	<b>26</b>	<b>293</b>	<b>15</b>	<b>332</b>	<b>17</b>	<b>3,038</b>	<b>17</b>
栃木	812	19	278	44	1,090	41	234	8	80	30	314	19	1,428	39
群馬	342	34	1,210	23	1,552	33	5	42	213	18	218	21	1,791	31
埼玉	455	26	1,503	16	1,958	27	244	6	483	8	727	10	2,673	20
千葉	2,932	2	533	40	3,465	8	757	2	477	9	1,234	2	4,687	6
東京	443	29	909	30	1,352	34	75	20	313	13	388	13	1,776	34
神奈川	702	22	1,527	15	2,229	24	265	4	915	2	1,180	3	3,863	11
新潟	881	18	1,465	18	2,346	21	204	10	648	5	852	5	3,182	16
富山	182	45	498	41	680	46	4	43	15	42	19	44	698	46
石川	140	47	632	36	772	45	13	37	93	29	106	34	872	45
福井	143	46	362	42	505	47	17	36	173	20	190	23	692	47
山梨	184	44	889	32	1,073	43	11	38	135	24	146	31	1,221	41
長野	424	30	899	31	1,323	36	112	15	658	3	770	9	2,097	28
岐阜	320	35	1,245	22	1,565	32	49	23	468	10	517	12	2,089	29
静岡	749	20	2,593	5	3,342	10	235	7	547	7	782	8	4,420	8
愛知	1,720	11	1,319	20	3,039	13	245	5	601	6	846	7	3,664	12
三重	362	33	1,617	14	1,979	26	1	45	17	41	18	45	2,037	30
滋賀	244	42	1,055	27	1,299	39	33	29	69	32	102	35	1,416	40
京都	319	36	2,029	8	2,348	20	133	14	0	44	133	32	2,494	23
大阪	708	21	4,578	1	5,286	2	56	22	206	19	262	20	5,559	2
兵庫	1,359	12	4,079	2	5,438	1	171	12	172	21	343	15	5,786	1
奈良	446	28	1,271	21	1,717	29	7	41	18	40	25	43	1,791	31
和歌山	2,705	4	0	47	2,705	15	46	24	0	44	46	39	2,707	19
鳥取	294	38	813	33	1,107	40	3	44	43	36	46	39	1,155	42
島根	248	40	1,097	26	1,345	35	26	33	137	23	163	27	1,511	37
岡山	216	43	1,103	25	1,319	37	37	27	304	14	341	16	1,658	35
広島	2,182	7	1,815	11	3,997	5	492	3	378	12	870	4	4,902	5
山口	1,247	13	2,235	7	3,482	7	23	34	34	37	57	37	3,543	13
徳島	317	37	710	35	1,027	44	11	38	20	38	31	41	1,068	44
香川	1,880	9	210	45	2,090	25	28	31	0	44	28	42	2,128	27
愛媛	3,197	1	619	38	3,816	6	28	31	125	26	153	29	3,969	10
高知	392	32	1,946	9	2,338	22	0	47	0	44	0	47	2,341	25
福岡	1,095	15	3,695	3	4,790	3	214	9	455	11	669	11	5,492	3
佐賀	248	40	1,055	27	1,303	38	44	25	127	25	171	25	1,474	38
長崎	2,674	5	1,648	13	4,322	4	78	19	96	28	174	24	4,496	7
熊本	2,221	6	37	46	2,258	23	87	18	258	17	345	14	2,634	21
大分	939	16	1,667	12	2,606	17	19	35	143	22	162	28	2,768	18
宮崎	404	31	1,439	19	1,843	28	61	21	270	16	331	18	2,185	26
鹿児島	1,758	10	617	39	2,375	19	35	28	117	27	152	30	2,539	22
沖縄	2,083	8	1,122	24	3,205	11	106	16	59	33	165	26	3,394	14

(「動物愛護管理行政事務提要」平成25年度 環境省 より抜粋)

表3 都道府県別 猫の引取り頭数(平成25年度)

	引取り頭数															
	飼い主から						所有者不明						負傷		合計	
	成猫	順位	子猫	順位	合計	順位	成猫	順位	子猫	順位	合計	順位		順位		順位
北海道	1,098	1	242	23	1,340	2	1,523	6	2,205	9	3,728	6	291	11	5,359	4
青森	333	12	302	17	635	16	187	26	609	38	796	41	227	13	1,658	35
岩手	406	6	190	28	596	18	581	13	549	40	1,130	32	57	39	1,783	33
宮城	221	22	673	4	894	8	353	16	2,880	6	3,233	8	165	21	4,292	9
秋田	326	13	271	22	597	17	82	36	351	44	433	46	62	36	1,092	43
山形	205	25	475	10	680	13	277	22	1,302	21	1,579	23	114	26	2,373	24
福島	650	3	17	45	667	14	2,235	1	330	45	2,565	13	126	24	3,358	15
<b>茨城</b>	<b>151</b>	<b>31</b>	<b>183</b>	<b>29</b>	<b>334</b>	<b>30</b>	<b>93</b>	<b>33</b>	<b>2,453</b>	<b>8</b>	<b>2,546</b>	<b>14</b>	<b>158</b>	<b>22</b>	<b>3,038</b>	<b>17</b>
栃木	72	40	105	36	177	39	64	39	1,014	30	1,078	34	173	20	1,428	39
群馬	252	17	331	16	583	19	58	40	1,060	28	1,118	33	90	31	1,791	31
埼玉	285	15	284	21	569	21	168	28	726	35	894	39	1,210	1	2,673	20
千葉	388	8	646	5	1,034	5	29	44	2,942	5	2,971	11	682	6	4,687	6
東京	145	32	35	44	180	37	9	45	1,133	25	1,142	30	454	10	1,776	34
神奈川	244	18	181	30	425	29	297	20	2,003	12	2,300	17	1,138	2	3,863	11
新潟	681	2	603	6	1,284	3	279	21	1,427	17	1,706	21	192	17	3,182	16
富山	20	47	58	42	78	46	142	29	456	43	598	44	22	47	698	46
石川	55	42	84	37	139	43	66	38	608	39	674	43	59	38	872	45
福井	45	44	59	41	104	44	77	37	466	42	543	45	45	42	692	47
山梨	84	36	78	39	162	42	85	35	942	31	1,027	35	32	44	1,221	41
長野	174	27	291	19	465	26	302	19	1,223	22	1,525	24	107	29	2,097	28
岐阜	171	28	472	11	643	15	114	31	1,217	23	1,331	28	115	25	2,089	29
静岡	282	16	294	18	576	20	377	15	2,656	7	3,033	9	811	3	4,420	8
愛知	449	5	518	9	967	7	303	18	1,779	14	2,082	18	615	7	3,664	12
三重	85	35	180	31	265	32	220	25	1,400	18	1,620	22	152	23	2,037	30
滋賀	109	33	209	26	318	31	91	34	924	32	1,015	36	83	32	1,416	40
京都	208	23	565	7	773	11	53	41	1,461	16	1,514	26	207	16	2,494	23
大阪	387	9	358	13	745	12	94	32	4,256	1	4,350	1	464	9	5,559	2
兵庫	324	14	676	3	1,000	6	732	10	3,530	2	4,262	2	524	8	5,786	1
奈良	84	36	81	38	165	41	335	17	1,187	24	1,522	25	104	30	1,791	31
和歌山	206	24	11	46	217	34	1,839	4	467	41	2,306	16	184	19	2,707	19
鳥取	51	43	214	25	265	32	170	27	641	37	811	40	79	33	1,155	42
島根	188	26	355	14	543	22	33	43	880	33	913	38	55	40	1,511	37
岡山	163	30	288	20	451	27	36	42	1,095	26	1,131	31	76	34	1,658	35
広島	359	10	142	33	501	23	2,189	2	1,990	13	4,179	3	222	14	4,902	5
山口	243	20	201	27	444	28	968	8	2,056	11	3,024	10	75	35	3,543	13
徳島	28	46	50	43	78	46	273	23	668	36	941	37	49	41	1,068	44
香川	78	38	3	47	81	45	1,818	5	206	46	2,024	19	23	46	2,128	27
愛媛	76	39	122	34	198	35	1,462	7	2,197	10	3,659	7	112	27	3,969	10
高知	239	21	548	8	787	10	115	30	1,395	19	1,510	27	44	43	2,341	25
福岡	406	6	466	12	872	9	623	12	3,231	4	3,854	5	766	5	5,492	3
佐賀	37	45	145	32	182	36	229	24	1,034	29	1,263	29	29	45	1,474	38
長崎	169	29	332	15	501	23	476	14	3,409	3	3,885	4	110	28	4,496	7
熊本	244	18	242	23	486	25	640	11	1,323	20	1,963	20	185	18	2,634	21
大分	67	41	112	35	179	38	838	9	1,689	15	2,527	15	62	36	2,768	18
宮崎	334	11	875	2	1,209	4	0	47	764	34	764	42	212	15	2,185	26
鹿児島	544	4	1,065	1	1,609	1	3	46	116	47	119	47	811	3	2,539	22
沖縄	101	34	68	40	169	40	1,869	3	1,088	27	2,957	12	268	12	3,394	14

(「動物愛護管理行政事務提要」平成25年度 環境省 より抜粋)

表4 猫に関する苦情相談件数の推移(過去10年間)

年度	猫に関する苦情 (件数)	苦情全体 (件数)	猫に関する苦情の割合
H17	1,309	6,590	19.9%
H18	1,333	6,101	21.8%
H19	1,763	7,715	22.9%
H20	2,010	8,176	24.6%
H21	1,933	7,527	25.7%
H22	1,825	7,436	24.5%
H23	1,717	6,415	26.8%
H24	1,747	6,014	29.0%
H25	1,910	6,235	30.6%
H26	1,783	5,594	31.9%

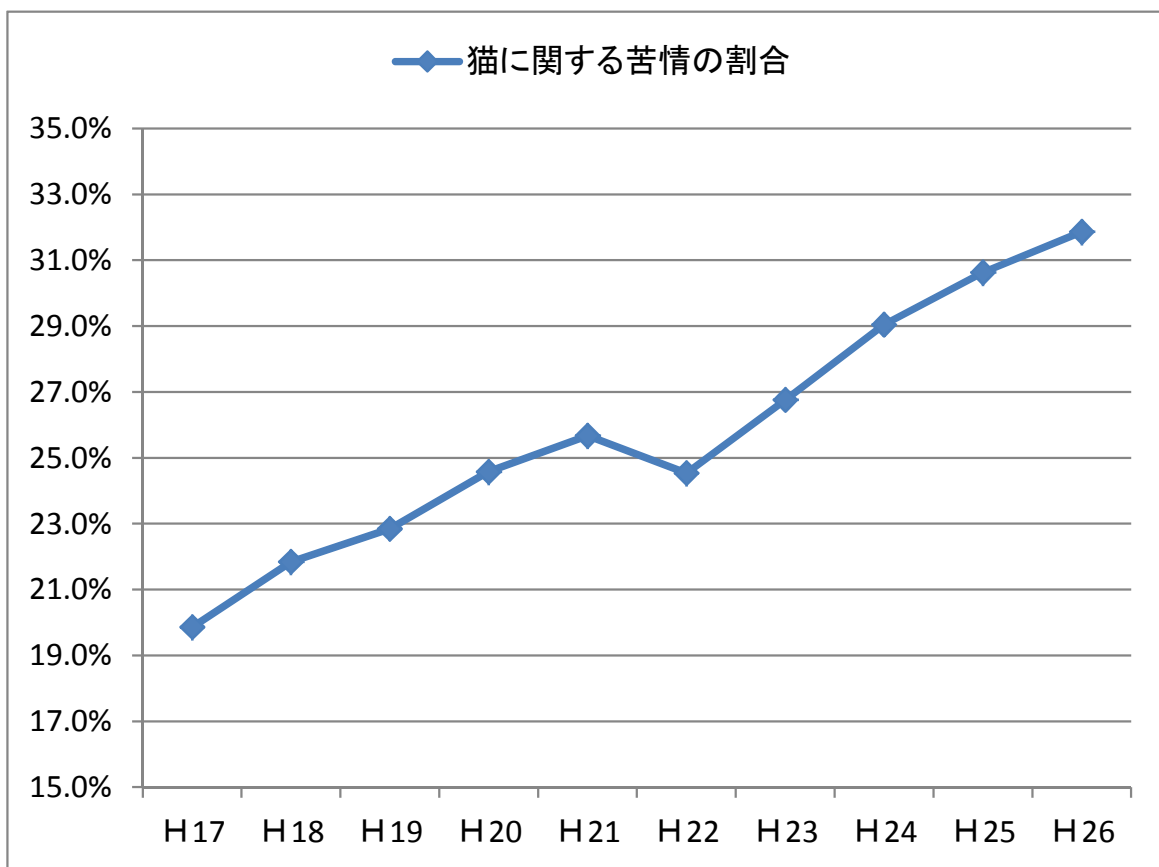


表5 市町村別 猫の収容頭数(平成26年度)

市町村名	頭数	市町村名	頭数
水戸市	235	筑西市	58
日立市	117	坂東市	142
土浦市	166	稲敷市	74
古河市	137	かすみがうら市	49
石岡市	82	桜川市	96
結城市	61	神栖市	205
龍ヶ崎市	63	行方市	61
下妻市	49	鉾田市	85
常総市	103	つくばみらい市	41
常陸太田市	76	小美玉市	168
高萩市	55	茨城町	44
北茨城市	30	大洗町	54
笠間市	215	城里町	100
取手市	18	東海村	10
牛久市	23	大子町	20
つくば市	94	美浦村	25
ひたちなか市	113	阿見町	14
鹿嶋市	120	河内町	15
潮来市	32	八千代町	7
守谷市	6	五霞町	34
常陸大宮市	26	境町	19
那珂市	43	利根町	18
		計	3,203



# 動物の愛護及び管理に関する法律（一部抜粋）

（昭和四十八年十月一日法律第百五号）

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

## 第三章 動物の適正な取扱い

### 第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

#### （地方公共団体の措置）

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

### 第四章 都道府県等の措置等

#### （犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測さ

れるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

#### （犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

#### 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

# 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（一部抜粋）

昭和 54 年 3 月 19 日

茨城県条例第 8 号

## （目的）

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来し、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、生活環境の保全上の支障の防止及び公衆衛生の向上を図り、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

## （県の責務）

第 2 条の 2 県は、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発のため、県民、動物を取り扱う者、民間団体等との適切な連携に努めるものとする。

## （動物を取り扱う者の責務）

第 2 条の 3 動物を取り扱う者は、県が実施する動物の愛護と適正な飼養に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## （動物の所有者の責任）

第 4 条 動物の所有者は、動物の本能、習性及び生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に危害を加えること又は生活環境を害することがないように、次に掲げる事項を遵守し、飼養管理しなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養できる施設を設けること。
- (3) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (4) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にしたり、人に迷惑をかけた  
りしないこと。
- (5) 逸走した場合は、自らの責任で搜索し、收容すること。

2 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、あらかじめ、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るために必要な措置として規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(猫の所有者の遵守事項)

第5条の2 猫の所有者は、疾病の予防及び不慮の事故の防止等猫の健康及び安全の保持並びにふん尿の放置の防止等周辺的生活環境の保全のため、その所有する猫の屋内での飼養に努めなければならない。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第6条 飼い犬又は猫(いずれも生後90日以内のものを除く。以下この項、第7条第2項及び第8条において同じ。)の所有者は、その施設において飼養する飼い犬又は猫が10頭以上となつたとき(法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を受けた者が飼養するときその他の規則で定めるときを除く。)は、その日から起算して30日以内に、当該施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (2) 施設の所在地
- (3) 飼養する飼い犬又は猫の数
- (4) 飼養の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、施設の配置図を添付しなければならない。

(変更の届出)

第7条 前条第1項の規定による届出をした者(次条において「犬又は猫の多頭飼養者」という。)は、同項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる事項に変更があつたとき(同項第3号に掲げる事項に係るものである場合にあつては、規則で定めるものに限る。)は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養を廃止したとき、又は当該届出に係る飼養する飼い犬又は猫が10頭未満となつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第8条 知事は、犬又は猫の多頭飼養者の飼い犬又は猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境を保全するために必要な限度において、当該犬又は猫の多頭飼養者に対し、施設の構造及び飼養の方法について必要な助言又は指導を行うことができる。

(立入調査等)

- 第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者から必要な報告を求め、又は当該職員をして動物を飼養する場所その他関係ある場所（人の住居を除く。）に立ち入らせ、その飼養状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

- 第 18 条 [第 14 条第 1 項](#)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は[同項](#)の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(過料)

- 第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。
- (1) [第 6 条第 1 項](#)又は[第 7 条第 1 項](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

# 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（一部抜粋）

昭和 54 年 3 月 19 日

茨城県条例第 8 号

## （目的）

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来し、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、生活環境の保全上の支障の防止及び公衆衛生の向上を図り、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

## （県の責務）

第 2 条の 2 県は、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発のため、県民、動物を取り扱う者、民間団体等との適切な連携に努めるものとする。

## （動物を取り扱う者の責務）

第 2 条の 3 動物を取り扱う者は、県が実施する動物の愛護と適正な飼養に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## （動物の所有者の責任）

第 4 条 動物の所有者は、動物の本能、習性及び生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に危害を加えること又は生活環境を害することがないように、次に掲げる事項を遵守し、飼養管理しなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養できる施設を設けること。
- (3) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (4) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にしたり、人に迷惑をかけた  
りしないこと。
- (5) 逸走した場合は、自らの責任で搜索し、收容すること。

2 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、あらかじめ、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るために必要な措置として規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(猫の所有者の遵守事項)

第5条の2 猫の所有者は、疾病の予防及び不慮の事故の防止等猫の健康及び安全の保持並びにふん尿の放置の防止等周辺的生活環境の保全のため、その所有する猫の屋内での飼養に努めなければならない。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第6条 飼い犬又は猫(いずれも生後90日以内のものを除く。以下この項、第7条第2項及び第8条において同じ。)の所有者は、その施設において飼養する飼い犬又は猫が10頭以上となつたとき(法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を受けた者が飼養するときその他の規則で定めるときを除く。)は、その日から起算して30日以内に、当該施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (2) 施設の所在地
- (3) 飼養する飼い犬又は猫の数
- (4) 飼養の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、施設の配置図を添付しなければならない。

(変更の届出)

第7条 前条第1項の規定による届出をした者(次条において「犬又は猫の多頭飼養者」という。)は、同項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる事項に変更があつたとき(同項第3号に掲げる事項に係るものである場合にあつては、規則で定めるものに限る。)は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養を廃止したとき、又は当該届出に係る飼養する飼い犬又は猫が10頭未満となつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第8条 知事は、犬又は猫の多頭飼養者の飼い犬又は猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境を保全するために必要な限度において、当該犬又は猫の多頭飼養者に対し、施設の構造及び飼養の方法について必要な助言又は指導を行うことができる。



(立入調査等)

- 第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者から必要な報告を求め、又は当該職員をして動物を飼養する場所その他関係ある場所（人の住居を除く。）に立ち入らせ、その飼養状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

- 第 18 条 [第 14 条第 1 項](#)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は[同項](#)の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(過料)

- 第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。
- (1) [第 6 条第 1 項](#)又は[第 7 条第 1 項](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者